

自治会様
向け
ご案内

地域に安全と安心を

あなたの街にも 地域防犯カメラを設置しませんか

さいたま市は自治会が設置する防犯カメラの購入費用を一部補助します

対象 自治会（個人に対する助成ではありません）

設置場所 公道上（主に電柱）・公園等

対象経費 カメラ購入費用・設置工事費用・設置看板設置費用

助成額 助成対象となる経費の4分の3以内（1台につき25万円を限度）

注意事項 レンタル・リースによる設置、各種許可申請費、機器の維持管理費、移設・撤去費用は対象外。申請手続きは11月頃までに完了を推奨。

詳しくは、市ホームページをご参照ください。

市ホームページはこちらから！



お問い合わせフォームはこちらから！



補助金
1台25万円
を限度に
3/4以内

さいたま市



防犯カメラの導入を『検討したい』『悩んでいる』自治会様、ぜひご相談ください。

問い合わせ

【受付時間】平日8:30～17:15 年末年始を除く（メールでのお問い合わせ大歓迎です）

2025.4

さいたま市 市民局 市民生活部
市民生活安全課 防犯係

電話：048-829-1217 FAX：048-829-1969
E-mail：shimin-seikatsu-anzen@city.saitama.lg.jp

地域防犯カメラに関するQ & A

Q1 市が助成している『地域防犯カメラ』とは？

A1 日頃の地域における自主防犯活動の補完との位置付けで、自治会が犯罪の防止を目的として、特定の場所に常設し、公道等の公共空間を撮影するカメラを指します。

Q2 1台設置する場合、費用はどのくらいか？

A2 令和5年度実績による1台あたりの平均費用は約28万円です。
(平均補助額は約21万円、自治会負担額は約7万円)

Q3 何台くらい設置すればよいのか？(設置台数の制限はあるのか？)

A3 それぞれの地域の事情により一概に決まるものではありませんが、2・3台設置されるケースが多いです。なお、現時点では台数の制限は設けておりません。

Q4 地域の合意はどのように得ればよいか？

A4 設置する場所の周辺の住民に、設置目的や管理等についてご説明し、自治会の役員会や総会で承認を得るという流れが基本的な手順です。

Q5 カメラの設置場所はどのように決めればよいか？

A5 『地域防犯カメラ』設置の主な目的は、「犯罪の防止（抑止）」と「自主防犯活動の補完」です。そして万一、犯罪等が発生した際は、警察等の捜査にご協力をいただくこととなりますので、これらを勘案して最も効果的と思われる場所を設置場所の候補としてください。

なお、最終的には警察も立ち合い、助言をいただいた上で設置場所を決定します。

Q6 ゴミの出し方が悪い住民がいるので、ゴミステーションの監視目的として設置してもよいか？

A6 『地域防犯カメラ』は監視を目的とするものではなく、「犯罪の防止（抑止）」と「自主防犯活動の補完」が主な目的となりますので、本助成制度では対象外となります。

Q7 カメラで撮影する範囲については、何か決まりはあるのか？

A7 『地域防犯カメラ』の設置に当たっては、住宅などの私的空間や不必要的個人の画像が撮影されないよう、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。カメラの角度調節や、マスキング（ぼかし）機能を使うなど、プライバシーの保護や肖像権に十分配慮する必要がありますので、留意してください。

詳しくは、市ホームページにて『地域防犯カメラ設置助成金申請の手引き』をご参照ください。
『地域防犯カメラ設置助成金申請の手引き』は、各区役所総務課でも配布しています。

『地域防犯カメラ設置助成金申請の手引き』 PDF版はこちら

https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/005/p054240_d/fil/tebiki.pdf



ご不明な点やお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。
丁寧にサポートいたします。

問い合わせ

【受付時間】平日8:30～17:15 年末年始を除く（メールでのお問い合わせ大歓迎です）

2025.4

さいたま市 市民局 市民生活部
市民生活安全課 防犯係

電話：048-829-1217 FAX：048-829-1969
E-mail：shimin-seikatsu-anzen@city.saitama.lg.jp